

◎新潟県公安委員会告示第16号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育の認定を取り消した。

平成30年2月9日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

1 取り消した運転免許取得者教育の認定

(1) 施設の名称及び所在地並びに代表者の氏名

妙高自動車学校

上越市中郷区稲荷山598番地

中田 浩一

(2) 課程の区分及び名称

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第

1条第1号 四輪車基本教育

規則第1条第2号 二輪車基本教育

規則第1条第7号 大型自動二輪車等の二人乗り教育

規則第1条第8号 高度習熟教育

2 取消年月日

平成30年2月1日